

(案)

修繕契約書

- 1 修繕業務名 沖縄県中央卸売市場火災受信機取替修繕
- 2 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- 3 契約金額 ￥ —

うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は ￥ —とする。

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項および第29条の規定並びに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 4 契約保証金 ￥ —

上記修繕業務について、沖縄県中央卸売市場 場長 馬場 剛（以下「甲」という。）と、 代表 （以下「乙」という。）とは、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住所 浦添市伊奈武瀬一丁目11番1号
氏名 沖縄県中央卸売市場
場長 馬場 剛

受注者 住所
商号
氏名

(総則)

第1条 乙は、別に定める特記仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約金額（以下「修繕業務料」という。）をもって、頭書の修繕業務（以下「修繕業務」という。）を履行しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲と乙は協議し定める。

(提出資料)

第2条 乙は、現場作業完了後に業務完了届を作成し甲に提出しなければならない。

着 手 届

主任技術者（及び電気工事作業員）届

契約締結後1週間以内

実施計画書

業務完了届

現場作業完了後

作業結果報告書

2 甲は、前項の書類を受領したときは、ただちに、これを審査し、不適当と認めたときは、その理由を明示し期日を指定のうえ再提出を求め、適当と認めたときは、承認を与えなければならない。

(修繕業務の範囲)

第3条 甲が発注する修繕業務の範囲及び基準は、仕様書によるものとする。ただし、仕様書に明示されていない事項で軽微なものについては、甲の指示に従うものとする。

(修繕業務の調査等)

第4条 甲は、必要がある場合は、乙に対して修繕業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、または請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、または請負わせてはならない。

3 乙は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、または請負わせようとするときは、事前に再委託承認申請書を甲に提出し、書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示したうち「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、または請負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、または請負させた業務の履行および当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙または乙が業務の一部を委任し、または請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(証憑書類の整備)

第7条 乙は、修繕業務の実施に当たり、修繕業務の実施に係る経費の支出および修繕業務の実施に伴い生じた収益の状況を明らかにした帳簿類および証憑類（以下「証憑書類」という。）を整備しなければならない。

- 2 乙は、証憑書類について、施工期間終了から1年間保存しなければならない。
- 3 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該証憑書類に記載される経費について、正当な根拠を示して修繕業務の実施に係る経費等である旨甲に証明しなければならない。また、示された証憑書類が正当な根拠と認められない場合についても同様とする。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、修繕業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了届及び関係書類一式を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する書類等一式を受理したときは、その日から10日以内に修繕業務について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、修繕業務について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届けおよび関係書類一式を提出して再検査を受けなければならない。

(修繕業務料の支払)

第9条 前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって修繕業務料の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に修繕業務料を支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責に帰すべき事由により委託業務料の支払いを遅延した場合は、甲に対し前項の支払期日の翌日から支払いのあった日の前日までの日数に応じ、支払延滞金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」という。）に基づく遅延利息の率の割合で計算した金額を延滞利息として請求することができる。

(修繕料の変更)

第10条 修繕業務料は、次のいずれかの事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、適正化を図ることができる。

- (1) 一般経済情勢の変動のため、物価、賃金等に著しい変動が生じたとき。
- (2) 業務内容に著しい変動が生じたとき。

(過払金等の返還)

第11条 乙は、第8条第2項の検査の結果、第9条第1項の規定に基づき既に支払いを受けた修

繕業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「確定後過払金」という。）が明らかになったときは、甲の請求により、その確定後過払金を甲に返還しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により甲に確定後過払金を返還する場合において、甲の定めた期限内に返還しなかったときには、期限の翌日から返還する日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した延滞金を付して返還しなければならない。

（損害賠償）

第12条 乙は、この修繕業務の履行において、次の各号のいずれかの事項が生じたときは、責任をもって一切の処理、解決を行うものとし、これに係る費用及び賠償は乙の負担とする。

- (1) 甲もしくは第三者に損害を及ぼしたとき。
- (2) 乙の過失又は怠業により、甲の施設機器類に損害を及ぼしたとき。
- (3) 乙の従業員または関係者が死傷したとき。

（契約の解除）

第13条 甲乙いずれかの一方が、本契約の期間中に契約を解除しようとするときは、事前に相手方に書面をもって通知するものとする。

- 2 甲は、次のいずれかの事情が生じたときは、催促なしに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に違反したとき。
- (2) 修繕業務の実施状況が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙が、本契約を明らかに履行することができないと甲が認めたとき。
- (4) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 3 乙は、前項の規定により本契約を解除されたとき、乙は、修繕業務料の100分の10の金額を違約金として甲に支払うものとする。

- 4 第2項の規定により本契約を解除されたとき、乙は、甲にその損害賠償を請求することはできない。

- 5 第2項の規定により本契約が解除されたとき、甲は、乙の修繕業務既済部分を検査確認後、既済部分の修繕業務料を支払うものとする。

（下請負契約等に関する契約の解除）

第14条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等

との契約を解除し、又は下請負人等 に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認した とき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下 請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第15条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請人等をとおして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合)

第16条 甲は、本修繕業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し当該目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを請求することができる。

(疑義)

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。